

防除の確認及び認定に係る公示（農林水産大臣及び環境大臣が主務大臣となるもの）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、防除の確認を行ったので、同条第 3 項により次のとおり公示する。

確認・認定の区別	確認・認定を行った日	特定外来生物の種類	実施者	防除の区域	防除の期間	防除の方法
確認	平成 29 年 3 月 9 日	アライグマ、カ ニクイアライ グマ、ヌートリ ア	関市長 尾 関 健治	関市全域	平成 29 年 3 月 9 日から 平成 39 年 3 月 31 日まで	計画的な防除として、箱わなにより 捕獲を行い適切に処分する。